

来年の10月1日スタート!
消費税申告をしていない方も無関係ではない!? 荏原青色申告会研修会

消費税インボイス制度説明会

インボイス番号の取得が必要かどうか確認しましょう!

令和5年10月1日より消費税「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。適格請求書等とは、今まで発行していた請求書や領収証等に、税務署へ登録している旨の「登録番号」を記入したものとになります。（その他にも一定の事項の記載が必要です。）

インボイス制度開始後は、原則として適格請求書等を保存していないと取引先やお客さんは消費税を計算する時に仕入税額控除を行うことができなくなります。

取引先やお客さんに迷惑をかけないように適格請求書等を発行するためには、**ご自身**が課税売上1,000万円以下の免税事業者であっても、課税事業者となって消費税の申告を行う必要があります。つまりこのインボイス制度は、現在消費税を申告納付していない方にも大きな影響を及ぼします。

今回の説明会では、インボイス制度の概要や登録番号の取得方法等を荏原税務署の担当官より解説を頂きます。

皆様、是非ご参加ください。



- ◆ 日 時 ①令和4年11月24日（木） 午後4時～5時
②令和4年11月25日（金） 午前10時～11時
※①と②は同じ内容です。都合の良い日ご予約願います。
※この説明会は非会員の方にも案内しています。
- ◆ 会 場 荏原青色申告会館 2F
- ◆ 講 師 荏原税務署 個人一部門担当官
- ◆ 定 員 20名
- ◆ 講義内容 インボイス制度概要、適格請求書等とは



お申込み 下記申込書にて事務局までお申込み下さい。
(FAXでも受け付けております)

荏原青色申告会事務局 TEL3783-3494 FAX3786-4955

----- き り と り せ ん -----

インボイス制度説明会 申込書

令和 4 年 月 日

事業主名 _____

参加日 ①11/24 ・ ②11/25

※どちらかに○をつけて下さい。

参加者名 _____

電話番号 _____